



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

＼地域で守ろう！子どもの笑顔／

11月は児童虐待防止推進月間です

「虐待」とは親や保護者によってなされる子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為です。たとえ親の愛情から行われた「しつけ」であっても、子どもの安全が守られていない状態であれば「虐待」になる可能性があります。

児童虐待相談件数は増加の一途をたどっており、町への虐待相談も年々増加傾向にあります。地域で虐待に気づき、子どもの笑顔を守りましょう。

～虐待の4種類～

〈身体的虐待〉

- ・殴る、蹴るなどの暴力
- ・戸外に閉め出す
- ・やけどを負わせる
- ・乳児を強く揺さぶる など

〈性的虐待〉

- ・性行為を強要する
- ・性器や性交を見せる
- ・ポルノビデオを見せる
- ・ポルノ写真の被写体にする など

〈ネグレクト〉（養育の放棄・怠慢）

- ・食事を与えない
- ・学校に行かせない
- ・不潔な環境で生活させる
- ・病気やけが、虫歯の治療をしない
- ・子どもを残し外出する など

〈心理的虐待〉

- ・無視する
- ・拒否的態度をとる
- ・夫婦間の暴力(DV)を見せる
- ・ほかの兄弟と差別する
- ・言葉による脅かし、暴言 など

～ 周囲にこのような親子はいませんか？ ～虐待に気づくために～

【子ども】

- ・ちょっとしたことでひどく怯える
- ・大人の顔色を過度にうかがう
- ・表情が乏しい
- ・感情のコントロールができず、急に爆発する
- ・泣き声が聞こえる
- ・病気ではないのに低身長、低体重である
- ・不自然な外傷(傷、あざなど)がある
- ・給食をむさぼるように食べる
- ・身体を触れられたり、着替えを嫌がる など

【保護者】

- ・子どもの養育に関して拒否的
- ・無関心
- ・家庭内が不衛生
- ・叱る声や怒鳴り声が聞こえる
- ・近所や地域で孤立している様子がある
- ・子どもの外傷や状況について説明できない、つじつまが合わない など

※地域で気になったことがあったとき、子育てで困ったときには1人で抱え込まずに連絡・相談を！
※通報者の情報を知られることはありません。

★こども教育課内に子ども家庭総合支援拠点を開設しました。(令和4年4月)

すべての子どもとその家庭の総合相談窓口となっています。子育てに対する悩みや困りごとなど気軽に相談ください。

問こども教育課 ☎(57)4138(野木町子ども家庭総合支援拠点)
 県南児童相談所 ☎0282(24)6121
 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちはやく)